

令和8年度 札幌市公共交通確保 緊急支援金

1 趣旨

エネルギー価格の高騰などの影響を受けているタクシー事業者に対して、安定的な事業運営の継続に向けた支援を行うものです。

2 支援対象者

令和8年4月30日現在、札幌市内に営業所を置くタクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）で、以下の要件を満たしている者

- 申請日以降も事業継続の意思があること。
- 支援対象者又はその代表者若しくは役員等が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

3 支援金の額

北海道が令和7年度に実施した「地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援金」の補助上限（1事業者あたり100台）を超えるタクシー台数について支援します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{北海道内配置} \\ \text{タクシー台数} \end{array} * - 100\text{台} \right) \times 1\text{万}3\text{千円}$$

＜北海道内配置タクシー台数のうち100台以上を札幌市外に有する場合＞
市内配置タクシー台数 × 1万3千円

具体例	配置台数			支援金の額
	道内 (A)	市内 (B)	市外 (A-B)	
例1	200台	120台	80台 <small>(100台未満)</small>	(200台 - 100台) × 1万3千円 = <u>130万円</u>
例2	200台	80台	120台 <small>(100台以上)</small>	80台 × 1万3千円 = <u>104万円</u>

$$\begin{array}{l} \text{札幌市内配置} \\ \text{ハイヤー・福祉自動車台数} \end{array} \times 1\text{万}3\text{千円}$$

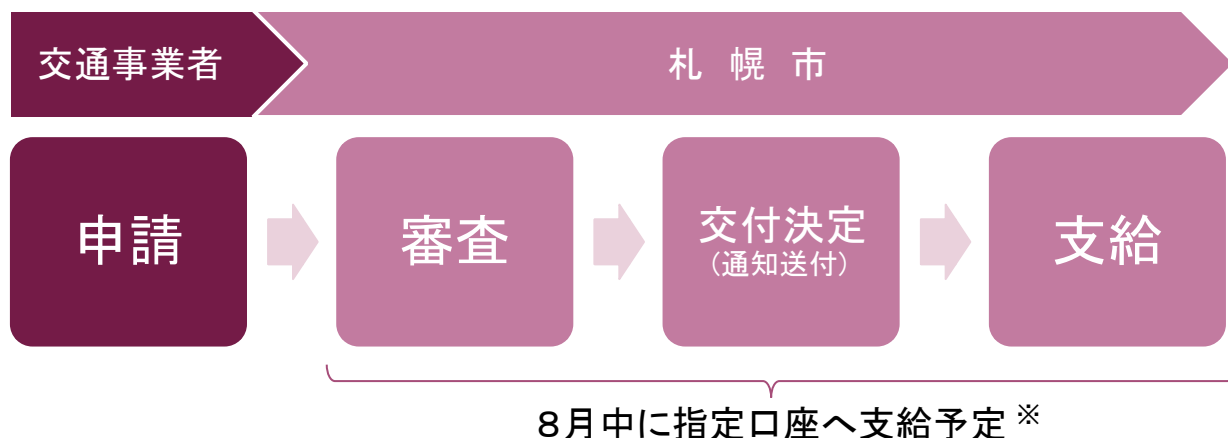
※台数とは「営業方法の制限」により抹消登録されている車両を除いたものをいいます。

(次ページあり)

4 受付期間

令和8年6月29日(月)～令和8年7月17日(金) **締切**

5 申請から支給に至るまでの流れ



※ 申請内容に不備があった場合は、支給が遅れることがあります。

※ 申請内容に不備等があり、その修正が一定期間行われなかった場合、支援金が交付されないことがあります。

6 申請方法

電子申請(Grafferスマート申請)

スマート申請は、株式会社グラファーが提供し、札幌市がオンライン申請の手続きで使用しているサービスです。

札幌市公式ホームページに操作マニュアルを掲載しています。

(https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/kokyokotsu_shienkin2026.html)

右記二次元コードからも、札幌市公式ホームページにアクセスできます。



※ 前回(令和6年度)実施時と異なり、今回から「**電子申請のみ**」の受付となります。書面での申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市 まちづくり政策局 都市交通課(都市交通係)

電話：011-211-2492 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

E-MAIL：sogokotsu1@city.sapporo.jp